

弘前市美術作品等収集選定委員会運営規則

平成29年6月23日
弘前市規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）第5条の規定に基づき、弘前市美術作品等収集選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員会が認めるときは、公開することができる。

(委員の除斥)

第5条 委員長及び委員は、審議の対象となる美術作品等について利害関係を有する場合は、その議事に加わることができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市環境部吉野町緑地整備推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。